

国立大学法人富山大学営利企業等役員兼業細則

平成 30 年 3 月 27 日制定

令和 3 年 3 月 24 日改正

(趣旨)

第 1 条 この細則は、国立大学法人富山大学役職員兼業規則（以下「兼業規則」という。）

第 8 条第 3 項に規定する兼業に従事する場合の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この細則における用語の意義は、兼業規則第 2 条各号に掲げるとおりとする。

(技術移転事業者の役員等の兼業)

第 3 条 国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）の役員及び職員（以下「役職員」という。）が技術移転事業者の役員の職を兼ねる（以下「技術移転兼業」という。）場合には、技術移転事業者の役員兼業従事申請書兼許可書（別記様式第 1 号）により、事前に学長の許可を得なければならない。

(技術移転兼業の許可基準)

第 4 条 学長は、役職員から技術移転兼業の申請があった場合には、当該兼業が兼業規則第 3 条に規定する基準のほか、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを許可するものとする。

(1) 技術移転兼業を行おうとする役職員が、技術移転事業者の役員としての職務に従事するために必要な技術に関する研究成果又はその移転について、特許権、実用新案権等に関する法制度等についての知見を有していること。

(2) 役職員が就こうとする役員としての職務の内容が、主として承認事業及び大学認定事業に関係するものであること。

(3) 兼業の申請前 2 年間に、役職員が当該申請に係る技術移転事業者との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がある職を占めていた期間がないこと。

2 前項第 2 号の「主として承認事業及び大学認定事業に関係するもの」とは、次に掲げる場合をいう。

(1) 役職員が技術移転事業者の代表取締役社長に就こうとする場合において、当該技術移転事業者の主たる事業が承認事業又は大学認定事業であるとき。

(2) 役職員が技術移転事業者の業務担当取締役の職に就こうとする場合において、主たる担当業務が承認事業又は大学認定事業に関係するものであるとき。

3 第 1 項第 3 号及び第 7 条の「契約関係」は、契約の締結についての決裁への参画の有無により判断するものとする。ただし、共同研究及び受託研究に係る契約については、契約の締結に係る決裁を行う権限の有無により判断するものとする。

4 第 1 項第 3 号、第 7 条の「権限行使」には、審議会等の委員として、許可の申し出に係る技術移転事業に対する許可、認可等の可否に直接影響力を有する審議に参画するこ

とを含む。

5 第1項の許可は、役員の任期等を考慮して定める期限を付して行うものとする。

(技術移転兼業の報告)

第5条 許可を得て技術移転兼業を行う役職員は、当該兼業の状況について、技術移転兼業に係る報告書(別記様式第2号)により事業年度ごとに学長に報告しなければならない。

(技術移転兼業の許可の取消し)

第6条 学長は、技術移転兼業が第4条第1項に規定する許可基準に適合しなくなったときは、その許可を取り消すものとする。

(技術移転兼業終了後の業務の制限)

第7条 学長は、技術移転兼業の終了した日から2年間は、当該技術移転兼業に従事した役職員を、技術移転事業者との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がある業務に従事させてはならない。

(研究成果活用企業の役員の兼業)

第8条 役職員が研究成果活用企業の役員の職を兼ねる(以下「研究成果活用兼業」という。)場合には、研究成果活用企業の役員兼業従事申請書兼許可書(別記様式第1号)により、事前に学長の許可を得なければならない。

(研究成果活用兼業の許可基準)

第9条 学長は、役職員から研究成果活用兼業の申請があった場合には、当該兼業が兼業規則第3条に規定する許可基準のほか、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを許可するものとする。

(1) 研究成果活用兼業を行おうとする役職員が、当該申請に係る研究成果活用企業の事業において活用される研究成果(特許権、実用新案権等として権利化されたもののほか、論文、学会発表等の形で発表されているものを含む。)を自らが発明、考案等(その帰属は問わない。)していること。

(2) 役職員が就こうとする役員としての職務の内容が、主として研究成果活用事業に関するものであること。

(3) 兼業の申請前2年間に、役職員が当該申請に係る研究成果活用企業との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可の権限行使その他特別な利害関係がある職を占めていた期間がないこと。

(4) 役職員が就こうとする役員としての職務内容に、本学に対する契約の締結に係る折衝の業務(研究成果活用事業に係る業務を除く。)が含まれていないこと。

2 前項第2号の「主として研究成果活用事業に関するもの」とは、次に掲げる場合をいう。

(1) 役職員が研究成果活用企業の代表取締役社長に就こうとする場合において、当該研究成果活用企業の主たる事業が研究成果活用事業であるとき。

(2) 役職員が研究成果活用企業の業務担当取締役の職に就こうとする場合において、

主たる担当業務が研究成果活用事業に関係するものであるとき。

- 3 第1項第3号及び第13条の「契約関係」は、契約の締結についての決裁への参画の有無により判断するものとする。ただし、共同研究及び受託研究に係る契約については、契約の締結に係る決裁を行う権限の有無により判断するものとする。
- 4 第1項第3号及び第13条の「権限行使」には、審議会等の委員として、許可の申し出に係る研究成果活用企業に対する許可、認可等の可否に直接影響力を有する審議に参画することを含む。
- 5 第1項の許可は、役員の任期等を考慮して定める期限を付して行うものとする。

(休職)

第10条 学長は、本学の職員が許可を受けて従事している研究成果活用企業の役員の職務に、主として従事する必要がある、本学の職員としての職務に従事することができないと認めるときは、就業規則第11条第1項第5号に基づき休職とすることができる。

(研究成果活用兼業の報告)

第11条 許可を得て研究成果活用兼業を行う役職員は、当該兼業の状況について、研究成果活用兼業に係る報告書(別記様式第3号)により事業年度ごとに学長に報告しなければならない。

(研究成果活用兼業の許可の取消し)

第12条 学長は、研究成果活用兼業が第9条第1項の許可基準に適合しなくなったときは、その許可を取り消すものとする。

(研究成果活用兼業終了後の業務の制限)

第13条 学長は、研究成果活用兼業の終了した日から2年間は、当該研究成果活用兼業に従事した役職員を、研究成果活用企業との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がある業務に従事させてはならない。

(株式会社等監査役等兼業)

第14条 役職員が株式会社等監査役等兼業に従事する場合には、株式会社等監査役等兼業従事申請書兼許可書(別記様式第1号)により、事前に学長の許可を得なければならない。

(株式会社等監査役等兼業の許可基準)

第15条 学長は、役職員から株式会社等監査役等兼業の申請があった場合には、当該兼業が兼業規則第3条に規定する許可基準のほか、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを許可するものとする。

(1) 株式会社等監査役等兼業を行おうとする役職員が、当該申請に係る株式会社等における社外取締役又は社外監査役の職務に従事するために必要な知見を役職員の職務に関連して有していること。

(2) 兼業の申請前2年間に、役職員が当該申請に係る株式会社等との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がある職を占めていた期間がないこと。

(3) 申請の申出に係る株式会社等の経営に役職員の親族が、次に掲げる強い影響力を有していないこと。

① 役職員の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。以下同じ。）が所有している当該株式会社等の株式の数又は出資の額の合計が、当該株式会社等の発行済株式の総数又は出資の総額の4分の1を超える場合

② 役職員の親族が、当該株式会社等の取締役の総数の2分の1を超えて当該取締役の職に就いている場合

③ 役職員等の親族が当該株式会社等の代表取締役会長又は代表取締役社長に就いている場合

2 第1項第2号及び第18条の「契約関係」は、契約の締結に係る決裁への参画の有無により判断するものとする。ただし、共同研究及び受託研究に係る契約については、契約の締結に係る決裁を行う権限の有無により判断するものとする。

3 第1項第2号及び第18条の「権限行使」には、審議会等の委員として、許可の申し出に係る株式会社等に対する許可、認可等の可否に直接影響力を有する審議に参画することが含まれる。

4 前項の許可は、社外取締役又は社外監査役の任期等を考慮して定める期限を付して行うものとする。

（株式会社等監査役等兼業の報告）

第16条 許可を得て株式会社等監査役等兼業を行う役職員は、当該兼業の状況について、株式会社等監査役等兼業に係る報告書（別記様式第4号）により事業年度ごとに学長に報告しなければならない。

（株式会社等監査役等兼業の許可の取消し）

第17条 学長は、株式会社等監査役等兼業が第15条第1項の許可基準に適合しなくなったときは、その許可を取り消すものとする。

（株式会社等監査役等兼業終了後の業務の制限）

第18条 学長は、株式会社等監査役等兼業の終了した日から2年間は、当該株式会社等監査役等兼業に従事した役職員を、株式会社等との間に、物品購入契約、工事契約等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がある業務に従事させてはならない。

附 則

1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。

2 国立大学法人富山大学に勤務する職員の兼業に関する取扱細則（平成17年10月1日制定）は、廃止する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

技術移転事業者の役員
研究成果活用企業の役員 兼業従事申請書兼許可書
株式会社等の監査役等

国立大学法人富山大学長 殿
(申請者)

所属		職名	
氏名			

以下の兼業に従事したいので申請いたします。
(兼業先及び従事する職名)

兼業先名			
兼業先 所在地			
従事職名		職務内容と 責任の度合	
新規継続別	新 規 ・ 継 続		

(従事兼業の態様)

従事期間	期間の 定め無	期間の定め有 年 月 日～ 年 月 日
勤務時間	回／年月週, 1 回 時間	

(報酬の有無)

報酬の有無	有 ・ 無
-------	-------

(兼業従事のための移動)

移動方法	自家用車・公共交通機関・その他
移動時間	片道 約 時間

上記の兼業を許可する。
年 月 日

(営利企業役員等兼業の申請添付書類)

○ 技術移転兼業

- (1) 技術移転事業者の定款, 組織図及び営業報告書
- (2) 就こうとする役員等の職名, 職務内容及び職務への予定従事時間の内容等を証する技術移転事業者の作成した資料
- (3) その他参考となる資料

○ 研究成果活用兼業

- (1) 研究成果活用企業の定款, 組織図及び営業報告書
- (2) 就こうとする役員等の職名, 職務内容及び職務への予定従事時間の内容等を証する研究成果活用企業の作成した資料
- (3) 研究成果活用企業が研究成果の事業化に関連して国等から受けている支援措置の内容を明らかにする資料
- (4) その他参考となる資料

○ 株式会社等監査役等兼業

- (1) 株式会社等の定款, 組織図及び営業報告書
- (2) その他参考となる資料

技術移転兼業に係る報告書

国立大学法人富山大学長 殿

所 属	職 名	氏 名

年度の技術移転兼業について、以下のとおり報告します。

技 術 移 転 事 業 者 の 名 称	
技 術 移 転 事 業 者 の 役 員 等 と し て の 職 務 内 容	
技術移転事業者の役員等としての職務に従事した日時等	
技術移転事業者から受領した報酬及び金銭物品その他の財産上の利益（実費弁償を除く。）の種類及び価額並びにその受領の事由	

別記様式第3号

年 月 日

研究成果活用兼業に係る報告書

国立大学法人富山大学長 殿

所 属	職 名	氏 名

年度の研究成果活用兼業について、以下のとおり報告します。

研究成果活用事業者の名称	
研究成果活用事業者の役員等としての職務内容	
研究成果活用事業者の役員等としての職務に従事した日時等	
研究成果活用事業者から受領した報酬及び金銭物品その他の財産上の利益（実費弁償を除く。）の種類及び価額並びにその受領の事由	

別記様式第4号

年 月 日

株式会社等監査役等兼業に係る報告書

国立大学法人富山大学長 殿

所 属	職 名	氏 名

年度の株式会社等監査役等兼業について、以下のとおり報告します。

株 式 会 社 等 の 名 称	
株式会社等の社外取締役又は 社外監査役等としての職務に 従事した日時等	
株 式 会 社 等 か ら 受 領 した報酬及び金銭物品そ の他の財産上の利益（実費 弁償を除く。）の種類及び 価額並びにその受領の事由	